

学校経営推進費実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校経営推進費に係る事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 本事業は、大阪府教育振興基本計画を踏まえた教育目標の達成に向けて高い効果が期待できる事業計画を提案する学校に対し、予算措置又は補助を行うことで、校長マネジメントを強化しPDCA サイクルに基づく学校経営を推進するとともに、府全体の教育力を向上させることを目的とする。

(対象)

第2条 本事業の対象となる学校は、府立学校及び府内に所在する私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下「私立高校」という。）とする。

2 2以上の課程を有する府立学校については、その課程を単位として事業の対象とすることができる。

(定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募校 府からの支援を受けようとする学校で、次条第1項の規定により学校経営推進費事業計画書および事業予算案（以下「計画書および予算案」という。）を提出した学校をいう。
- (2) 支援校 応募校のうち、選考委員会の審査を経て予算措置又は補助を受けることが決定した学校をいう。
- (3) 選考委員会 支援校の決定に当たって、応募校の事業計画を審査するために府に置くものをいう。

(支援校の決定)

第4条 本要綱に基づき支援を受けようとする学校の校長・准校長（以下「校長等」という。）は、大阪府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める日までに計画書および予算案（第1号様式の1および2）を教育長に提出しなければならない。

2 選考委員会は、前項の規定による計画書および予算案の提出があったときは、別に定めるところによりその内容を審査し、適当と認める学校を支援校として決定する。

3 選考委員会の委員、組織及び運営に関する事項は別に定める。

(支援の内容)

第5条 府立学校に対する配当に係る対象経費は、別表第1欄に掲げる経費区分とし、私立高校に対する補助に係る対象経費は教育長が別に定める。

2 支援校に対する支援総額は同表第2欄に定める額の範囲内かつ選考委員会が認める額の範囲内とする。

3 「グローバル人材の育成」で英語教育の充実を課題設定とする学校については、ネイティブ講師等特別な知識・技能を持つ講師による授業、講習、特設レッスン等に係る経費も支援の対象とする。

4 支援校の校長等は、教育長が別に定める日までに、学校経営推進費予算配当申請書（第2号様式）を教育長に提出しなければならない。

5 前項の規定により学校経営推進費予算配当申請書の提出を受けた教育長は、予算の範囲内において配当の額を決定し、府立の支援校に対し、速やかに当該予算を配当するとともに、私立高校に対しては、別に定めるところにより速やかに補助の手続きを行うものとする。

(実績の報告)

第6条 支援校の校長等は、教育長が別に定める日までに、次に掲げる報告書を教育長に提出するとともに、当該学校等のウェブページにおいて公開しなければならない。

- (1) 学校経営推進費評価報告書（1年め）（第3号様式の1）
- (2) 学校経営推進費評価報告書（2年め）（第3号様式の2）
- (3) 学校経営推進費評価報告書（最終）（第3号様式の3）

(報告及び調査等)

第7条 教育長は、この事業の円滑な推進を図るため、必要に応じて支援校の校長等に対して報告を求め、又は府教育庁の職員をして事業の実施状況の調査若しくは指導、助言を行わせる。

(庶務)

第8条 この事業の庶務は、府教育庁教育振興室高等学校課において行う。ただし、私立高校に関するものについては、府教育庁私学課においても、これを行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

別 表

1 対象経費	2 限度額等
1 報償費	
2 旅費	
3 消耗需用費	・ 1事業当たり原則として5,000千円を上限とし、3年間の分割配当を可能とする。
4 維持需用費	・ 複数年の予算配当については、2年目・3年目はそれぞれ1,500千円を上限とする。
5 役務費	
6 委託料	・ 報償費、旅費以外の経費については初年度のみ配当とする。
7 使用料及び賃借料	
8 工事請負費	・ 工事請負費は、原則として、1事業当たり2,500千円未満とする。
9 備品購入費	
10 負担金・補助及び交付金	